

## ○紀南地方老人福祉施設組合職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例

(昭和59年2月13日)  
条例第2号

改正 平成17年4月1日条例第3号 平成18年3月1日条例第3号

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、紀南地方老人福祉施設組合職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續き及び効果に関し必要な事項を定める事を目的とする。

第2条 職員の懲戒の手續き効果に関しては、白浜町職員の懲戒手續き及び効果に関する条例（平成18年条例第29号）の規定を準用する。

附 則（昭和59年2月13日条例第2号）  
この条例は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則（昭和17年4月1日条例第3号）  
この条例は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（昭和18年3月1日条例第3号）  
この条例は、平成18年3月1日より施行する。